

大東市監告示第2号

住民監査請求の監査結果に基づく勧告に対する措置について（公表）

平成19年2月14日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出のあった住民監査請求による監査の結果、平成19年4月10日付けで市長に対し勧告したことについて、別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第242条第9項の規定にもとづき公表します。

平成19年6月1日

大東市監査委員 北 本 慶 三

大東市監査委員 中 河 昭



写

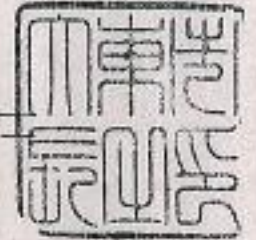
大東総第133号

平成19年 5月31日

大東市監査委員 北本慶三様

大東市監査委員 中河昭様

大東市長 岡本日出



勧告書に対する報告について

平成19年4月10日付け大東監第245号及び同日付け大東監第10号による勧告に対する本市の措置については、下記のとおりとしましたので報告いたします。

記

監査委員が行った監査内容及び勧告に関しては、この内容を不服として、監査請求人は訴訟を提起したところです。（訴状は、未だ本市に送致されていません。）

本市としては、監査請求人が訴訟を提起したことから、訴状の内容が不明とはいえ、この訴訟に適切に対処したいと考えています。

この場合、監査委員の勧告に従い何らかの措置を講ずることは、今後本市の訴訟対応に重大な影響を及ぼすものと思慮されることから、勧告には従わないこととします。

なお、平成19年4月10日付け大東監第245号による監査結果、及び同日付け大東監第10号による勧告については、その趣旨を真摯に受け止め、今後の行政運営において一層の改善に努めていく所存です。